

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではないため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい人（被後見人）を、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人など）が支援する制度です。

# 成年後見制度における新たな担い手 「市民後見人」

## になりませんか？



岡増進型地域福祉課（内線 297）

### 注目される市民後見人

認知症などの高齢者の増加により、成年後見制度のニーズが高まる中、権利擁護と地域福祉の新たな担い手として、「市民後見人」の活動が期待されています。

市民後見人とは、弁護士や司法書士のような資格を持たない、家庭裁判所から成年後見人として選任された市民のことで、判断能力が十分ではない人々の生活を身近な立場から支援しています。

府では、市民後見人はボランティアとして、報酬を前提としない（活動経費は除く）貢献活動に取り組んでいます。

### 市民後見人として、地域で活動するには？

市民後見人は、高額な財産や親族間の係争など、複雑な法律行為を行う必要がない人を担当します。

また、本市では、市民後見人が円滑に活動を進めることができるよう、府社会福祉協議会や市社会福祉協議会と連携しながら支援を行っています。

す。日常的な相談はもちろん、必要に応じて、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職から具体的なアドバイスを受けることもできます。

市民後見人になるには、下図のとおり市民後見人養成講座を受講し、市民後見人バンクに登録した人の中から、家庭裁判所により選任されます。現在、本市では9人が同バンクに登録・活動されています。市民後見人に興味・関心のある人は、ぜひオリエンテーションにご参加ください。

### 関係機関がしっかり支援

本市では、成年後見制度の利用を希望する市民の皆さんや、市民後見人の活動支援などのため、関係機関（関係課・市社会福祉協議会・障がい者基幹相談支援センター・地域包括支援センター）による「中核機関」を設置しており、下記のような支援を行っています。

#### 広報

制度や相談窓口の周知など

#### 相談

相談への対応、法律・福祉など各分野との連携など

#### 利用促進

市民後見人の養成・支援、成年後見制度申立ての支援など

#### 後見人支援

後見人などを支援する身近な「権利擁護支援チーム」への支援など

### 令和5年度市民後見人養成講座オリエンテーション

**とき・ところ** 6月27日(火)、午後2時～4時10分＝羽曳野市役所（羽曳野市誉田四丁目1の1）、7月8日(土)、午後2時～4時10分＝大阪府社会福祉会館（大阪市中央区谷町七丁目4の15）

**参加費** 無料（交通費別途実費）

※オリエンテーションはどなたでも参加できますが、講座の受講には要件があります。

※定員や受講要件、申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。



岡府社会福祉協議会権利擁護推進室 ☎06(6764)7760  
・FAX06(6764)7811

### 養成講座受講～市民後見人活動の流れ



## 市民後見人・養成講座受講者の声

市民後見人として活動している人、養成講座を受けた人それぞれにお話を伺いました。

### 市民後見人の声 ～市民後見人として活動を行うにあたっての想い～



(本市在住)  
大石 照子さん

市の担当者から市民後見人受任の意思確認および依頼があったとき、市民後見人研修会などで学んだことを役立てるときがきた、と気の引きしめる思いがしました。

富田林市では、通常の研修会に加えて、地域別の研修会も実施され、福祉部局の担当者から市の福祉サービスの詳細な説明を受ける機会がありました。大阪府社会福祉協議会での研修では、経験豊富な市民後見人の方々から、被後見人の自立や自己決定の支援が大切だと学びました。

令和4年、富田林市役所に中核機関も設置され、随時相談ができる担当者が側にいることで安心して市民後見人活動ができると思っています。市民後見人の特色ともいえる「心を汲み、心を尽くす」心情支援につとめる所存です。

### 令和4年度 市民後見人養成講座受講者の声

私は広報で市民後見人養成講座の募集が掲載されたのを見て、軽い気持ちで申し込みました。昨年退職し時間ができたことと仕事で成年後見人のことをよく知っていたので、私でも務まるのではないかと思ったのがきっかけです。養成講座は、毎回専門的なことが多く難しいところもありましたが、年金制度や税務申告、消費者被害など身近で必要と思う内容が多く、とても参考になりました。それと多くの方が熱心に受講されているのも励みになりました。

今は趣味のテニスをしながら新しい習い事に挑戦していますが、社会貢献になればと市民後見人のバンク登録をしたいと思います。市民後見人は特別な資格でなるのではなく、身近に誰かの役に立つことにつながると思うからです。



(本市在住)  
西 悦子さん

大阪家庭裁判所において市民後見人を初めて選任したのは平成20年1月のことです。これまで約15年にわたり、市民後見人を担う方々の熱意と、行政や専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)の手厚い養成・活動支援によって、積極的な活動が続けられてきました。

市民後見人は、法律や福祉の専門家ではありませんが、本人(後見制度による支援を受ける人のこと)を支援する後見事務において、専門職とは異なる強みを持っています。

まず、市民後見人は、自身と同じ地域で生活する本人を支援するので、その地域の実情に応じた後見活動を行うことができます。また、おおむね週1回の頻度で本人との面談を重ねることで、本人の細かな変化に気づくことができますし、好き嫌いや要望を引き出し、

### 大阪家庭裁判所から富田林市の皆さんへ (大阪家庭裁判所家事第4部後見センター)

し、気持ちを丁寧にくみ取ることで、より本人らしい生活を支援することができます。

大阪家庭裁判所管内の市民後見人の後見事務は、これを監督する立場の裁判所からみても、とてもきめ細やかな本人の支援が行われていますし、報告書などの書類作成も適正に行われています。

後見人の担い手の確保・育成等の重要性が増している中、市民後見人が独自の強みを生かして後見制度を支えていくことの意義は今後さらに大きくなっていきます。大阪家庭裁判所としても、富田林市の市民の皆さんに、後見事務の担い手として活躍いただくことを大いに期待しております。

